第3次南アルプス市地域福祉計画 ~ともに生き支えあう地域づくり~

平成27年3月 南アルプス市

はじめに

少子高齢化や働き方の多様化は、私たちの暮らしに様々な問題をもたらしています。本市においても、平成24年度に始まった福祉総合相談の中で、厳しい状況で生活に困窮しておられる市民の方々に日々接しています。複合的で解決困難な課題を前に、年齢や病気、障害など対象ごとに定める基準内でサービスを充実するという従来の福祉施策の限界と、一人ひとりの基本的な暮らしを地域で支える新たなしくみの必要性を感じているところです。

本市は今、昨年登録されたユネスコエコパークの推進、農業6次化を軸とする新たな基盤整備など、このまちの歴史に新たな価値を加え、市民の幸福の礎をつくるための施策を進めています。今回、市民や関係者の皆様との渾身の議論を経て、手づくりでまとめられたこの地域福祉計画は、そんな本市が、年齢や障害のあるなしに関わらず、すべての市民が人として尊重され幸せに暮らす「ともに生き支えあう地域」となるための指針です。この計画を常に手元に携え、次の時代の福祉のまちづくりを進めていかねばなりません。

策定にあたり、1年以上にわたる策定委員会及び作業部会に御尽力いただきました皆様、 貴重な御意見をお寄せくださった市民の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

南アルプス市長 中 込 博 文

今回の計画は、業者が入らない、市民が自ら手作りの計画を立てるというものでした。本当に大丈夫かという不安もありました。私も一市民団体の代表として、策定委員に参画させていただきましたが、50名以上のそれぞれの立場の市民が、4つの作業部会に分かれ80回近い部会を開催し検討してきました。南アルプス市の課題を出し合い方向を見つけていく、関わっていただいた部会の皆様は本当に大変だったと思います。しかし、回を重ねるごとに不安は自信と満足感に変わっていきました。この背景には、関係職員の皆様のご苦労や情熱も大きな力になりました。双方に感謝申し上げます。

これからこの計画が絵に描いた餅にならないよう、それぞれの立場でこの地域で幸せな暮らしを送れるよう活用していきましょう。暖かい陽ざしがどんな状況の中でも一人ひとりを照らし、ここに生まれてよかった、生きていてよかったと思える南アルプス市を目指せる地域福祉計画であることを願います。

地域福祉計画策定委員長 名 取 和 江

≪魂の籠もった計画にするために≫

この地域福祉計画は、①文字通りの手作り計画である、②地域課題に向き合った官民が本気で協働して創り上げた計画である、③この計画の実践如何によって、南アルプス市の地域福祉の今後は大きく変わりうる、という3点で、特徴的な計画です。

4つの部会で積み上げた議論を、泥臭くはあっても具現化するための文章を職員達が夜なべして書き込みました。これは、住民代表と支援者、保健福祉部局が一体となった部会で数限りない議論が積み上げられた成果です。ゆえに、この地域福祉計画を平成27年度から実践に移せるか、計画を作って終わりにしないか、がまさに問われています。

問題は、これからです!

山梨学院大学法学部教授 竹 端 寛 (地域福祉計画策定アドバイザー)

目次

第1	章 計画の策定にあたって	
1	地域福祉計画とは	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
5	計画の策定経過	4
第 2	章 南アルプス市の現状と課題	
1	南アルプス市の成り立ち	5
2	地域福祉をとりまく状況	6
3	地域福祉計画の経過	8
4	市民の生きづらさと地域の課題	9
第3	章 計画の基本構想	
	計画の基本理念	12
2	計画の基本目標	12
3	計画を推進するための基本的な枠組み	13
第4	章 施策の展開	
1	縁(ゆかり)の地域福祉~一人ひとりを見逃さず見捨てない地域づくり	15
2	誇(ほこり)の地域福祉~誰にでも役割や居場所がある地域づくり	18
3	学 (まなび) の地域福祉〜お互いが認めあい支えあう地域づくり	21
4	護 (まもり) の地域福祉~支援者が"支援のあるべき姿"を実践できる地域づくり	24
第 5	章 計画の推進体制	
1	市の責務と庁内体制	27
2	地域福祉施策推進会議	27
3	地域ケア会議と住民参画	28
4	社会福祉協議会	28
[図]	第3次南アルプス市地域福祉計画の体系	29
[図]	地域福祉計画 (行政計画) と地域福祉活動計画 (社協) との相関	30
主な月	用語の解説	31
資料		
1	名簿	35
2	作業部会の概要	38
3	研修の概要	47
4	アンケート調査の概要	48

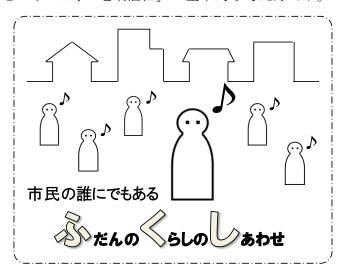
(本文中、♪印のある言葉について「主な用語の解説」に説明を記載してあります。)

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、南アルプス市を「すべての市民」にとって幸せに暮らせるまちにするための行政計画です。

「福祉」という言葉は今、高齢者や障害のある人の生活を支援する介護や医療、施設などをさして使われることが多くなっていますが、本来は「しあわせ」「ゆたかさ」などを表す言葉です。年齢や性別、置かれる環境などに関わらず「すべての市民」が、住みなれた地域で当たり前に、幸せな暮らしを送ろう、そして、その幸せを目指して市民や行政、関係者が手を携えて取り組もうというのが、「地域福祉」の基本的な考え方です。



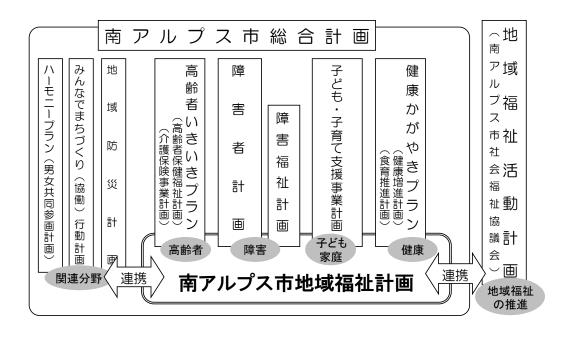
日々の暮らしや将来に希望がもてること。困難を乗り越える力や支えがあること。能力や 強みを活かして周囲に認められること。そのどれもが、一人ひとりのかけがえのない人生を 充実して暮らすうえでは、大切な要素です。

しかし今の社会には、充実した暮らしや当たり前の幸せが、当たり前になりにくい現実もあります。病気や障害、経済的な困窮、災害などの予期せぬ出来事や、生まれ育つ環境、周囲との関わりの中で、生きることの困難(生きづらさ)に立ち尽くし、社会的にも孤立して自分ではどうすることもできない状況にある人たちが、子どもから大人まで幅広く見られています。高齢化や核家族化、雇用と就労の不安定化など、社会構造の変化もこれらに影響を与えています。

南アルプス市地域福祉計画は、これらの困難を乗り越え、誰もが当たり前の暮らしを送れる地域をみんなで作っていくために、住民の地域活動への関わり、すでにある福祉サービスやそれを担う支援機関や支援者のあり方など、福祉をとりまく人やしくみを改めて考え、描き直したものです。市民、行政、社会福祉協議会(社協)、関係者など多くの人が集い、苦労して思いをこめたこの計画が、人と人の心を結び、支えあい・助けあいの輪となって、わがまち全体に広がることを目指します。次の時代に向けた福祉のまちづくりが、ここから始まります。

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画です。南アルプス市のまちづくり全体の基本方針である南アルプス市総合計画のもと、福祉分野の基本的な計画として、各部門別(高齢者、障害者、子ども・子育て、健康増進)の計画との整合及び地域福祉活動の具体的な展開を盛り込む社会福祉協議会(社協)の地域福祉活動計画との連携により策定及び推進を図るものです。



3 計画の期間

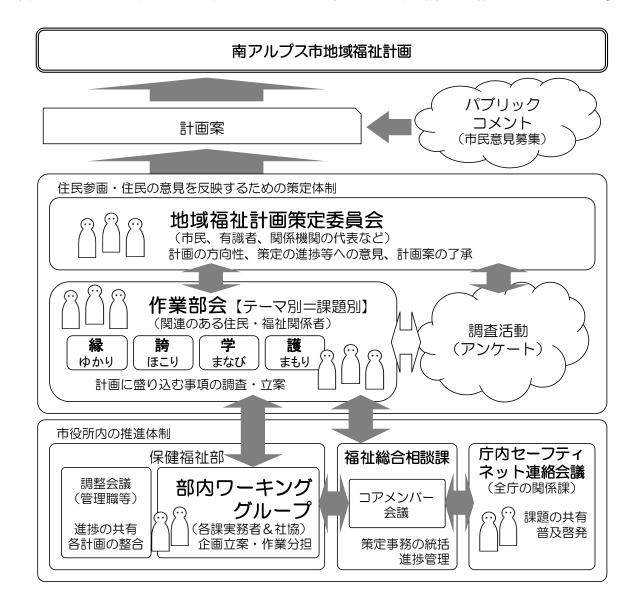
この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画です。

	計画(年度	~H21	H22	H23	H24	Н25	H26	H27	H28	H29	Н30	Н31	H32∼			
総	合 書	十 画		第1次 (H17~)						第2次(~H36)						
地	域 福 祉	計画				第2次				ĵ	第3次	7				
	高齢者いき	高齢	j	第3期			第4期			第5期						
各	いきプラン	介護	ĵ	第4期			第5期			第6期						
部	障害者	計画				第2次			第3次							
門	障害福	业 計 画	ĵ	第2期		第3期				第4期						
計	子ども・	子育て		次世	比代育成	支援地	域行動	計画	子ども・子育て支援事業計画							
画	健康かがや	健康					É	第2次								
	きプラン	食育		第1次												
地域福祉活動計画(社協)				第2次												

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、有識者、福祉関係者、市民団体、自治会役員及び公募による市民等からなる地域福祉計画策定委員会のもと、関連ある市民、行政、社会福祉協議会等からなる4つの作業部会を設け、住民参画及び官民協働による策定を行いました。

市役所内では、計画を所管する福祉総合相談課内のコアメンバー会議、保健福祉部各課と 社会福祉協議会を交えたワーキンググループで計画策定の方向性や作業の進め方を検討しま した。また、福祉分野だけでは解決できない横断的な課題に対応するため、市民の暮らしに 関わりの深い庁内各課が参加する庁内セーフティネット連絡会議で共有を図ってきました。



5 計画の策定経過

この計画の策定は、平成25年度から平成26年度までの2か年をかけて行いました。

平成25年9月には市役所保健福祉部内のワーキングが始まり、同年10月に第1回策定委員会、同年11月に第1回作業部会が開催されました。4つの作業部会はその後、課題の整理から計画に盛り込む内容の立案まで、合同作業部会や研修会を交えながら、1年余りかけて協議しました。

平成26年4月には、広く市民の福祉に対するニーズを把握し、計画に反映させるため、アンケート調査を実施し、903人(回収率45.2%)から回答を頂きました。

計画案については、平成27年2月12日から3月13日まで、南アルプス市ホームページを通じてパブリックコメントによる意見募集を行いました。







			平成	25 年			平成 26 年								平成 27 年					
		9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
3	策定体制		ち上に	Ť	課題	題の整理と周知		知	課題紋	込み	活動	めの立	案	目相	票の決	定	計画の策定			
	地域福祉計画策定委員会		10 目					7 日				9 日							4 目	
	縁 (ゆかり)			25 日	25 日	17 日	27 日	11 日		1日 26日	4日 23日	22 日	5日 27日	11 日 24 日	7日 21日	17 日	4 日	29 日		
作業部会	誇 (ほこり)			25 日	17 日	22 日	4 日 20 日	3 日		9日 21日	4日 17日	2日 16日			1日 21日		4 日	20 日		
部会	学 (まなび)			25 日	11 日	9日 30日	20 日 25 日			12 日 27 日	4日 16日	7日 28日			6日 20日		4 日	19 日		
	護 (まもり)			25 日	13 日	20 日	26 日			16 日 29 日	4日 24日	22 日	22 日	11 日 24 日			4 日	26 日		
	研修等							15 日								4 日	4 日			14 日
ア	アンケート 調査								配布		集計									
ワ	保健福祉部内 ワーキング		3日 17日 30日	6 日	5 日	9日	3 日		11 日		27 日		28 日	18 日						

第2章 南アルプス市の現状と課題

1 南アルプス市の成り立ち

南アルプス市は、甲府盆地の西側、南アルプス山麓に位置し、3千メートル級の山々の崇高な姿のもとに、人々の暮らしや産業、文化が息づく、緑豊かな美しいまちです。

本市の中心部は、東京から100km圏内にあり、周囲は、東は釜無川をはさんで甲斐市、昭和町、中央市と接し、南は市川三郷町、富士川町、早川町と、西は静岡県静岡市、長野県伊那市と、北は北杜市、韮崎市、甲斐市と接しています。

明治初年には62の村に分かれていたこの地は、明治・昭和の合併を経て八田村、白根町、 芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の6町村となり、平成15年4月1日、この6町村の合併 により南アルプス市が誕生し、現在に至っています。

古くは縄文時代から人の営みがあったこの地域ですが、市北部を流れる御勅使川が形成してきた広大な扇状地と、市南部にかけては多くの河川が集まる地形により、歴史上たびたび水害や水不足に苦しんできました。この地に暮らす人々は、その都度お互いに支えあって困難を乗り越え、山々の恵みや農耕、東西南北の物流や交流をとおして力強く、豊かな地域社会を築いてきました。常に時代に立ち向かい、より良く生きることをあきらめなかった先人の営みが、今日の私たちの暮らしの礎となっています。

平成26年6月、本市を含む山梨・長野・静岡の3県10市町村にわたる「南アルプス」がユネスコエコパーク(生物圏保存地域)♪に登録されました。自然と人間社会との共生による持続可能な発展を掲げるエコパークの理念を実践し、未来を通じてこの地に人々の幸せな暮らしがあり続けるよう、市民と行政、関係者が一体となったまちづくりをすすめています。

南アルプス市民憲章

緑かがやく自然を守り なかよく美しい心を結び合い 未来にひらく豊かなまちをつくることを アルプスの山々に誓います



<憲章の説明>

- 1 「みなみアルプス」を行の先頭に来るように配置した。
- 2 あらゆる世代に覚えやすいよう、なるべく短く、簡潔な言葉とした。
- 3 市民アンケートの言葉から、「緑」、「かがやき」、「自然」、「なかよし」、「美しい」、「心」、「未来」、「豊か」、「アルプス」、「山」を使用した。
- 4 市民憲章が訴える要素として、自然保護、市民のふれあい、豊かな地域(経済的、精神的、文化的などあらゆる面で)の3つをあげ、崇高なアルプスの山々に約束する形で南アルプス市の特徴を出した。

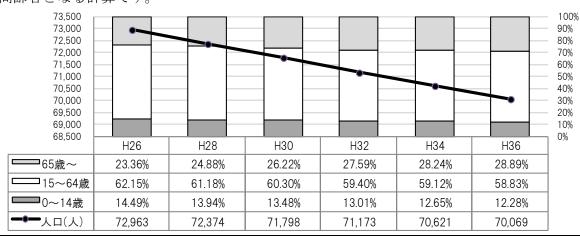
(平成 16年 10月 15日公告第58号)

2 地域福祉をとりまく状況

(1)人口と世帯

本市の平成26年4月1日現在の人口は72,963人で、最近5年間は減少傾向です。 一方、世帯数は年々増加し、核家族化や単身世帯の増加がすすんでいます。

年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口(0~14歳)の割合は約14%、生産人口(15~64歳)の割合は約62%で年々減少傾向にあります。老齢人口(65歳以上)の割合は約23%で増加傾向にあり、市の推計では10年後に約29%と、およそ3人に1人が高齢者となる計算です。



項目/年度	H22	Н23	H24	H25	H26	増減 (H22~H26)
人口(住民基本台帳)(人)	74, 169	74, 011	73, 684	73, 211	72, 963	▲ 1.63%
世帯数(住民基本台帳)(件)	25, 593	25, 879	26, 040	26, 188	26, 525	+ 3.64%
0歳児(住民基本台帳)(人)	657	599	552	503	539	▲ 17.96%
小・中学校児童・生徒数(人)(各年 5/1 時点)	7, 106	7, 096	7, 046	6, 939	6, 771	▲ 4.71%
就学援助受給者数(人)(各年度末時点)	702	685	711	714	679	▲ 3.28%
ひとり親世帯数(件)	585	616	621	677	693	+ 18.46%
要介護(要支援)認定者数(人)	2, 460	2, 492	2, 594	2,673	2, 726	+ 10.81%
障害者手帳交付者数(人)	3, 789	3, 954	3, 914	3, 960	3, 967	+ 4.70%
身体	2, 941	3, 066	2, 990	3, 015	3,001	+ 2.04%
療育	413	433	445	455	448	+ 8.47%
精神	435	455	479	490	518	+ 19.08%
自立支援医療(精神通院)受給者数(人)	631	697	748	828	857	+ 35.82%
生活保護受給世帯数(件)	198	218	223	240	274	+ 38.38%
高齢	69	74	88	108	116	+ 68.12%
障害	41	57	52	37	35	▲ 14.63%
傷病	61	52	51	54	66	+ 8.20%
母子	14	14	15	17	22	+ 57.14%
その他	13	21	17	24	33	+153.85%
介護給付費(介護保険)(百万円)☆	3, 966	4, 224	4, 362	4,602	4, 793	+ 20.86%
自立支援給付費(障害福祉)(百万円)☆	657	759	838	994	1,042	+ 58.60%
生活保護費(百万円)☆	368	398	404	460	496	+ 34.80%
自治会加入世帯割合	75.80%	75.62%	75. 18%	74.04%	73.68%	▲ 2.12 ^{ポイ} ント

(特記した項目以外の数値は各年4月1日現在。☆印はそれぞれ前年度1年間の実績)

(2) 少子高齢化

平成26年4月1日時点の0歳児の数は539人で、この5年で約18%減少しています。 生まれてくる子どもの数が減り、少子化が進んでいます。

一方、高齢化が進み、介護保険制度の利用も増えています。利用に必要な要介護(要支援)認定の件数は、平成22年の2,460件に対し、平成26年には2,726件と約11%増加しています。介護保険サービスなどにかかる介護給付費も、この5年で約21%増加しています。

(3) 生活困窮や障害

生活保護受給世帯数はここ5年で4割近く増加しています。市が支出する生活保護費も5年で約35%伸びています。世帯類型別では「高齢者世帯」が多数を占める一方、稼働年齢と考えられる「その他の世帯」の増加も目立ち、貧困が現役世代にも広がりつつあります。

障害者手帳の交付者数も増加傾向です。精神障害の手帳は5年間で約19%の増加となっています。精神疾患のある人が利用する自立支援医療についても約36%増加しています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどにかかる自立支援給付費は、企業などで働くことが難しい人などが通う「福祉的就労」の利用が伸びていることなどにより、この5年間で約59%と著しく増加しています。

(4)地域福祉活動や市民活動

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民に身近なところで相談や見守り活動を担う、ボランティアに近い公的な役職です。本市では、176名(うち主任児童委員15名)の方々が14の地区協議会を構成して活動しています。

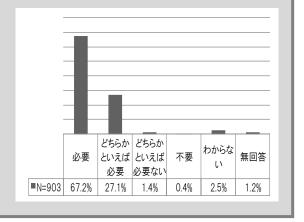
ボランティア活動については、高齢者のサロン♪や見守り、障害者、災害などの分野に関連する36団体、703名が南アルプス市社会福祉協議会に登録されています。また、市では平成21年度に「みんなでまちづくり推進課」を設けるなど、協働のまちづくりに取り組んでおり、市民活動センターの市民活動団体として183団体が登録されています。

地域で支えあう基礎となる自治会については、市内には116の自治区(自治組織)があり、地域の実情に応じて住民の手で組織・運営されています。自治会への加入状況は地域によって差がありますが、年々減少傾向にあります。また、自治会の単位と同じ場合を含め、住民自ら災害時の備えを協力して行う自主防災組織が運営され、市内に128あります。

市民アンケートから・・・

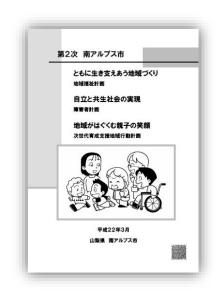
Q 住みやすいまちづくりのために、地域で助け 合うことは必要だと思いますか?

「必要」「どちらかといえば必要」をあわせると、 9割以上の人が、地域で助けあう必要性を感じています。別の設問では、ご近所づきあいについて 87.6%が"満足している"、地域内の行事や活動には70.0%が"参加している"と回答しました。



3 地域福祉計画の経過

南アルプス市地域福祉計画は、基本理念として「ともに生き支えあう地域づくり」を掲げ、第2次計画では基本目標を「地域で支えあう仕組みづくり」、「暮らしを支えるサービスの充実」、「地域福祉の担い手・人・場づくり」の3つと定め、実施事業において地域福祉の取り組みを深めることを目指してきました。平成26年度まで5年間の計画期間で、概ね次のような進展がありました。



(1) 福祉総合相談体制の推進

市民が暮らしの困りごとをいつでも気軽に相談できる福祉総合相談体制の皮切りとして、 平成24年4月、市役所に福祉総合相談課が設置されました。高齢者の総合相談を行う地域 包括支援センターを中心に、障害や子どもなど特定分野におさまらない複合的な課題や、虐 待、孤立、経済的困窮など制度の狭間で苦しむ人や世帯に対し、包括的、継続的な支援を行

う窓口として、広く市民に周知するとともに、関係機関 との連携強化、権利擁護♪や法的支援を含む専門的な支 援の充実を図ってきました。

これにより、これまで「どこへ相談したらよいかわからない」「どこへも相談できない」等により表面化しづらかった、市民の暮らしの様々な困りごとの相談が多く寄せられるようになりました。



(2) 相談支援♪の充実

障害者のための相談支援事業が市内3箇所体制へ段階的に拡充された後、平成25年度には障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター♪として一元化して開所しました。福祉総合相談体制における障害者支援の中核的機関として、障害に関する総合相談・専門相談の機能を発揮しています。また、南アルプス市社会福祉協議会においても、地域で相談支援を展開するコミュニティソーシャルワーカー♪が設置されました。いずれも市から民間の社会福祉法人等への委託事業として相談支援の充実・強化を進めてきました。

(3) 地域福祉の担い手づくり

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすための住民同士の支えあいに向けて、「地域ささえ愛」をキーワードに、民生委員・児童委員への普及啓発や研修の充実、市災害時要援護者支援マニュアルに基づく要支援者の登録(あったかカード♪)の推進、自主防災組織の支援、市民の提案等による協働事業の実施など、地域住民による支援力や地域力の活性化に市として取り組んできました。

一方で、福祉サービスや相談支援に携わる人たちの人材育成も積極的に行ってきました。 地域包括ケア♪や発達障害♪などへの理解を深める研修や、権利擁護・虐待防止、相談支援、 ファシリテーション♪といった基礎的な知識やスキルに関する研修が、市と関係機関との協力 により年間を通じて多数開催されるようになっています。

4 市民の生きづらさと地域の課題

福祉総合相談体制をすすめる中で見えてきたのは、高齢者・障害者・子どもといった従来 の福祉制度の狭間で、複合的に「生きづらさ」を抱え、自分ではどうすることもできずに立 ちつくしている市民の人たちの姿です。

- 家族の中で病気や障害など複数の要因がからみあい、誰か一人への支援や、それぞれへ の縦割りの支援では生活全体を立て直すことが難しい世帯
- 生活困窮や親の病気、家庭内暴力などの事情で、安心できる家庭生活が送れず、生きる ための基本的な力や自己肯定感を得られない子ども
- 障害者手帳には該当していないが何らかの特性があり、周囲からは変わり者・困った人 というレッテルを貼られて孤立している人

他にも、子どもや高齢者への虐待、貧困、ゴミ屋敷、ひきこもり、自殺といった様々な問題があります。

これらの人たちは、自分から積極的に相談窓口を訪ねることはほとんどありません。ようやく相談につながっても「(本人ではなくまわりが)迷惑しているから、どこか(施設や病院など)へ連れて行ってくれ」という周囲からの訴えである場合もあります。困難を抱えた人たちが地域社会から孤立し排除の対象となる状況が、わがまちでもしばしば見られます。

こうした問題は今、特別な人だけの特別な問題とはいいきれません。

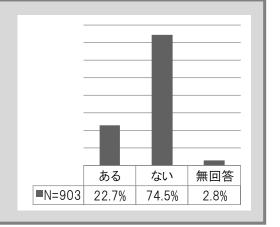
私たちの日々の暮らしは、一人ひとりの心身の健康や家庭生活の安定、余暇など地域生活の充実、経済や雇用情勢など様々なものに支えられています。しかし、今日の社会は核家族化やひとり親世帯の増加、非正規雇用や働き方の多様化などにより、従来それぞれの家庭や地域社会にあった「支える力」が不安定になっています。また、国では精神疾患が新たに「5大疾病」に追加されるなど、多くの人が様々なストレスを抱えながら日々暮らしています。ひとたび何かあると誰でも生活困窮となり、社会的に孤立しやすい状況にあるのです。

私たちの南アルプス市は、一人ひとりがどのような状況にあっても、同じ市民として尊重され、住みなれた地域で充実した暮らしを送り続けられる地域でなくてはなりません。この計画では、これらのことを踏まえて、わがまちの地域福祉の推進において解決すべき課題を、それぞれの特徴を表す漢字一文字とともに、次の4つに集約しました。

市民アンケートから・・・

Q 親の生活基盤が不安定で貧しく、子どもの進学や 就職の機会が狭まるなどの「貧困の連鎖」が社会 問題となっています。あなたの身の回りでそのよ うな家庭を見かけることがありますか?

「ある」が 22.7%と、5人に1人以上が身の回りでそのような家庭を見かけることがあると回答しました。 この数字は少ないのでしょうか?多いのでしょうか?

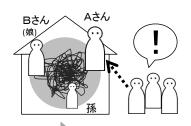




ある人の生きづらさから地域の課題へ・・・



(架空ですが現実によくあるエピソードをもとに)



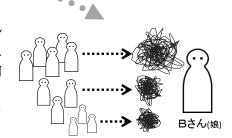
認知症で徘徊したところを近所の人に助けられた70代のAさん。それをきっかけに地域包括支援センター♪が訪問すると、Aさん宅には夫と離婚した無職の娘・Bさんと、発達障害のある孫がいることが判明。 家族全員に何らかの支援が必要ですが、これまで誰にも相談することなく、自力でひっそりと暮らしていました。

・・・相談できず周囲からは孤立する家庭。あなたも見かけませんか?

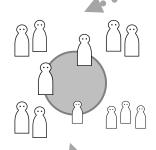
次ページ「「*****************(ゆかり)」の課題へ

30代の娘・Bさんは子どもの頃、父からの暴力や学校でのいじめにあい、就職した職場でも周囲とうまくいかず離職。ストレスからうつ病を発症しました。「自分は誰にも必要とされない」「何も役に立たない」そんな思いを募らせていました。

・・・Bさんは本当に「何も役に立たない」人なのでしょうか?



次ページ「「 (ほこり)」の課題へ



近所の人の中には、実はこの家庭に気づいていた人もいました。よく話を聞いてみると「娘のBさんがちょっと変わってるよね」「仕事もしないで」「親の育て方の問題だ」「自分たちの責任だから仕方ない」「関わらないほうが良い」などと言い、関わろうとはしなかったのです。

・・・困った時は「自分たちの責任だから仕方ない」のでしょうか?

⇒ 次ページ「

→ (まなび)」の課題へ

Aさんは介護保険制度、娘・Bさんと孫は障害者・障害児の制度を利用して支援が始まりました。しかしそれを境に再び近所の人の関わりは途切れ、Aさんの介護サービスで家族全体の家事支援はできず、孫は思うように学校に通えず、Bさんはなお将来に不安を抱えています。

・・・より良い暮らしのために、支援はどうあるべきなのでしょうか?

>>> 次ページ「 (まもり)」の課題へ

縁(ゆかり) ∼「こころの縁がわ」がない

かつて家々には日の当たる「縁がわ」があり、人と人が出会い談笑しお茶を飲んだりするつながりの場がありました。また、農業が生活の中心だった時代には、地域の中でお互いに支えあって暮らすのが当たり前でした。社会の構造が一変した今、地域社会には人と人のふれあいや絆、お節介、ぬくもりが通う「こころの縁がわ」がないように見えます。

「地域の行事が簡素になった」「サラリーマンがほとんどで地域活動に参加する人が減った」「住民同士のあいさつが少なくなった」など、つながりや絆が薄れるとともに、自己責任やプライバシーの名のもとに、困った時も余計なお節介はしない、お互いに無関心でいる方が良いという意識が広がり、身近な住民同士で助けあったり相談しあったりすることが少なくなっています。

誇(ほこり) ~ 誇りを失った人たちの「あきらめのアリ地獄」

生きづらさを抱える人たちの中には、障害や病気、生まれ育った環境など本人の自助努力では解決できない困難の中で、いじめやからかいなど様々な傷つき体験や挫折を重ねてきた人たちがいます。誰からも認められず「自分は必要ない」「どうせ自分なんか」という無力感や疎外感、孤独感を募らせ、自分の役割や誇りを獲得できずに、より良く生きることも、助けを求めることもあきらめてしまっているのです。周囲はその人たちを「本人の自己責任」と考えて突き放すことも多く、その状況がさらに、生きていくうえで乗り越えられない障壁となっています。

以上のことを、一旦入ると抜け出せない「アリ地獄」に例えると、あきらめの境地はアリ地獄そのものであり、その境地に至らないための、あるいは抜け出せるための手立てが必要です。

学 (まなび) ∼ 見て見ぬふりもお互い様

自分ではどうにもならない状況に対して、すべて自己責任で立ち直るものと誰もが考える地域社会は、誰にとっても厳しく生きづらい地域社会です。誰かの生きづらさを、他人事ではなく、自分事として考えることが、誰もが安心して暮らせるための地域福祉の第一歩となります。

しかし現実には、病気や障害だけでなく、平均からはみ出す人のわずかな違いに対しても、レッテルを貼って決めつけ、対等な人として見ない冷たい視線を、それぞれの当事者の人たちが誰よりも感じています。無理解や偏見の上に立ち、そして面倒を避けるために、お互いに気づいていても「見て見ぬふり」をするという人々の意識こそが、支えあう地域づくりに向けて、乗り越えなければならない課題といえそうです。

護(まもり) ~ 事後対応が多い

家庭や地域で支える力を補うものとして、対象者の分野ごとに、介護保険制度や障害福祉サービスなどが整備されています。これらの制度は、困った時に自分から手をあげないと利用できず、また、同じように支援が必要な人でも一定の条件に合わないと利用できない側面があります。利用者を制度やサービスの型にあてはめようとするあまり、一人ひとりの本来の利用の目的が置き去りになる場合もあります。そもそも、制度の狭間で複合的に"生きづらさ"を抱える人にとっては、サービスだけで問題は解決しません。すでに提供されている制度やサービスの質の向上、支援者として携わる人たちのあり方も重要な課題です。

他方、行政など専門的な相談機関は今、支援困難事例、特に問題が複雑化、重症化してからの「事後対応」に追われています。やむを得ず家庭から一旦分離するなどの措置をとる場合もあります。特定の機関が地域のすべての問題を解決することは難しく、早期発見、早期支援を行うにも、住民が気になったことをより身近な場所で気軽に相談できるしくみがないことが課題です。

第3章 計画の基本構想

1 計画の基本理念

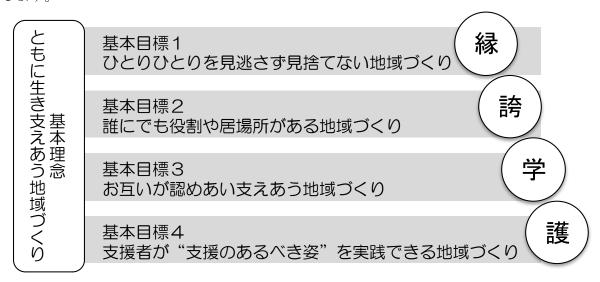
第3次南アルプス市地域福祉計画は、第1次計画からこれまで掲げてきた「ともに生き支えあう地域づくり」を基本理念とします。

第2次計画までの歩みを踏まえ、次の5年間でどのように取り組むかを定めるのがこの計画です。国全体で人口が減少し、高齢化率が40%に達する「2025年問題」を目前に控える一方、南アルプス市においても、合併時の財政的な特例措置が期限を迎え、行財政改革が待ったなしの課題となる5年間です。わがまちの福祉は、年齢や障害のあるなしにかかわらず誰もが当たり前の暮らしを送ること(ノーマライゼーション))を前提に、住民一人ひとりに身近なものとなる必要があり、「弱者救済」「恵みや施し」「福祉にはお金さえかければよい」という従来の考え方からの転換が必要です。

今、動き始めた福祉総合相談体制はまだ、制度の狭間で早期発見できなかった人たちへの 事後救済が中心です。住民一人ひとりのできることを持ち寄ってお互いが支えあい、1人の 困りごとを見逃さず見捨てない、事前予防のまちづくりへの転換を図ることで、「ともに生き 支えあう」地域となることを目指します。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、先に集約した4つの課題に対応するものとして、次のことを基本目標と します。



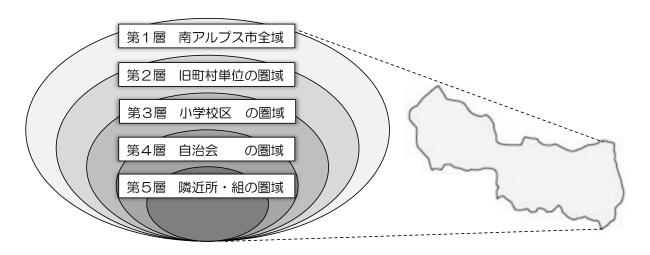
この計画では、これらの基本目標に沿って、市の重点的な施策と、関連して進めていくべき既存の施策を体系的に示します。

計画を推進するための基本的な枠組み 3

(1)地域を5つの階層として見る

地域福祉をすすめるための活動に、一人ひとりはどのような範囲で関わるのでしょうか? 身近な隣近所の問題から、市全体にかかわる課題まで、「地域」という言葉からは様々な範 囲がイメージされます。

南アルプス市地域福祉計画では、市内における「地域」を、次の5つの階層に整理して考 えます。



この階層を意識することで、1人の困りごとから地域の課題まで、1つひとつを地域のど のレベルでとらえて話し合い、解決していくのかを明確にすることができます。

(2) 階層ごとに「相談できる場」と「地域福祉を話し合う場」を 5つの階層が有効に機能するために、次の2つのことが必要になります。

①地域の困りごとを 専門職がいる公的機関の窓口のほかにも、ふだんの暮らしの中で隣近所 **早期発見するため** の住民同士で声をかけあえることも含めた、各階層に応じた「相談」の の「相談できる場」 機能をさします。困ったとき、いつでも気軽に、身近な場所で相談でき ることが、問題の早期発見、早期解決につながります。高齢者、障害者、 子どもなど、対象や制度による垣根を設けず、ある人や世帯の困りごと に包括的に対応できる「総合相談」が重要な要素となります。

②課題に対して地域 で解決策を考える 話し合う場」

(地域ケア会議)

1人の困りごとに対してその解決を図ると同時に、地域に共通の課題を 探り、支援の充実や予防のための地域づくりにつなげる場です。住民や ための「地域福祉を専門職、NPOや福祉施設など、その地域の多様な主体の協働によって 成り立ちます。その地域では解決できない問題を、上位の階層へつなぐ ことで、個別の課題解決から市全体のまちづくり・政策形成までの重層 的な展開をつなぎ合わせる役割をもっています。

この2つをそれぞれ具体化することを通して、各階層が担う役割や必要となる機能などは、 次に示すとおりです。

<第1層> 市全域の圏域

市の責務としてセーフティネットを構築し、各階層の後方支援を行うための階層です。

介護保険や障害福祉サービス、生活保護、児童手当などの各種制度の提供を行います。

地域包括支援センター(主に高齢者)や基幹相談支援センター(主に障害)、生活困窮者自立支援 法♪の自立相談支援事業などの相談支援を行う機関を設けます。

各階層の地域ケア会議の展開をすすめ、地域の課題から市の施策へつなげます。

<第2層> 旧町村単位の圏域

概ね中学校区の単位です。第 $3\sim5$ 層の地域福祉活動をコーディネートし、地域力を活かして早期発見のしくみをつくり、相談につながりやすい環境をつくるための階層です。

地域を基盤として相談支援を展開する「コミュニティソーシャルワーク」を行う専門職として、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。

相談者のもとへ自ら出向くことを基本とし(アウトリーチ)、分野や制度で区切らない総合相談を行うとともに、専門的な相談については適切に第1層へつなぎます。

<第3層> 小学校区の圏域

住民自治活動の拠点となる公民館などがある単位で、地域住民やボランティアが主体となり、 関係機関や行政との協働による地域福祉活動を展開する階層です。

地域の課題に対して、コミュニティソーシャルワーカーと連携して解決を考えていきます。 この単位の地域ケア会議のモデルとして、南アルプス市社会福祉協議会が取り組んだ「ふく し小委員会」の例があります。

また、地区ごとの民生委員・児童委員協議会は概ねこの単位で活動しています。

<第4層> 自治会の圏域

地域住民が「自分たちはどんな暮らしをしたいか」「地域にどんな困りごとがあるか」を自分事として考えやすい階層です。

個々の民生委員活動はこの範囲で行われています。

自治会活動などを通じて顔の見える関係のある範囲で、避難行動要支援者の支援など、第 5層と一体となって構築していく階層となります。

<第5層> 隣近所・組の圏域

一人ひとりの暮らしに最も近い"向こう三軒両隣"の範囲です。

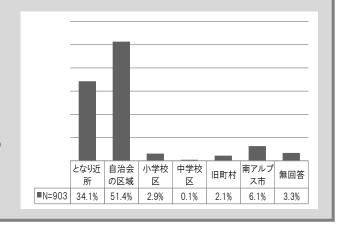
支援を必要としていても、自分からSOSが出せない人が早期発見されるには、隣近 所や組といった身近な範囲での"お節介"(声かけ、見守り)が大切です。

この階層の地域ケア会議は最小単位として、1人の困りごとに対してその人の支援に 関わる人たちと行う「個別ケース地域ケア会議」となります。

市民アンケートから・・・

Q 地域で助け合う場合にあなたの考える「地域」とはどの範囲ですか?

「自治会の区域(町内会・区)」が最も多く、次いで「となり近所」「南アルプス市」「小学校の学区」となっています。前回調査(H20年)と比べると、「となり近所」が少なく、「自治会の区域」が多くなっています。



第4章 施策の展開

- 1 『縁 (ゆかり)』の地域福祉
 - 一人ひとりを見逃さず見捨てない地域づくり

課題 「こころの縁がわ」 がない 施策 お**節介を担う人** 地域ケア会議

基本目標 一人ひとりを見逃さず 見捨てない地域づくり

基本理念 ともに生き支えあう地域づくり

(1) 重点施策

(1)身近な地域のお節介を担う人を増やします

「お節介」をキーワードに地域福祉活動を展開し、住民に身近な"地域"である第4層、第5層の圏域で、早期発見や見守り、支えあいを担う人たちを増やします。

周囲が認める立場で地域のお節介を担える「福祉委員」のような役割の創出を目指します。

②地域ケア会議の創設・充実をすすめます

生きづらさを抱え支援を必要とする1人への気づきから、その地域の住民や関係者が協働 して課題発見、課題解決へつなぐ場として、地域ケア会議の創設と充実に取り組みます。

第3層から第5層における住民主体の展開を後押しするとともに、地域の課題が市全体で 共有されるしくみづくりをすすめます。

市民アンケートから・・・

Q 地域(住民)が力を入れることはどんなことだと思いますか(複数回答)

約半数の人が「近隣との声かけなど付き合いを活発にする」「地域のイベントや作業に積極的に参加する」を選んだほか、「子どもや高齢者、障害者が集う場や地域組織の活動を活発にする」「地域から孤立している人や世帯の存在に目を向ける」などとなっています。

				_	_							
	に除しの	+14+±+0 (A)	フじょいさ	7m 7	古松老ら	7 + 34	防犯の	認知症や	住民が地			
			子どもや高 齢者が集う			文化・農業		認知症や 障害のこと	122010	その他	特にない	無回答
	付き合い		場や活動				見回り	を学ぶ	話し合う場			
■N=903	53.3%	47.3%	22.9%	22.8%	21.5%	20.9%	16.3%	15.5%	15.2%	0.6%	6.6%	3.8%

(2) 重点施策の達成のポイント

①取り組みの方向性

「縁 (ゆかり)」に関する重点施策は、「こころの縁がわ」がない現状に対して、それぞれの地域の中で問題を自分事として捉え、住民や様々な組織・団体が積極的に関われるような、地域のしくみづくりに取り組むものです。

①こころの縁がわをつくる

人と人のふれあいや絆を取り戻し、住民同士で地域の課題発見や解決に取り組める土台づくり

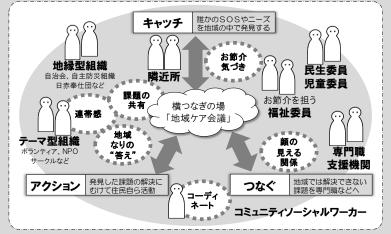
②お節介な人を増やす

「困った時はお互い様」の精神で、余計なお節介でなく良いお節介が行き交う地域づくり

②課題解決に向けた活動のコンセプト

「お節介」は最近、あまり良い意味で使われない言葉ですが、隣近所の助けあいは「困った時はお互い様」「何とかしてあげたい」という思いがあってこそ成り立つものです。自分からSOSを出せず、地域でも孤立している人の困りごとは、周囲から見えづらく支援の手も届きづらいのが実情です。

作業部会では、そうした中でも生きづらさを抱える人を早期発見し、 見守り・声かけなどの円滑な早期支



援ができるために必要な地域の要素を図のように整理してきました。

これらが機能するには、住民が向こう三軒両隣で気になる小さなことを相談しあえるような意識啓発や、「気になるがどうしたら良いかわからず何もできない」ことを安心して相談できる身近な場などが必要となります。また、自治会、民生委員・児童委員、愛育会や赤十字奉仕団といった地域ごとの"地縁型"の組織と、特定の目的で専門分化されたボランティアやNPOなどの"テーマ型"の組織との連携、住民と専門職とが協力しあえる顔の見える関係など、地域の中の横つなぎが重要となります。

横つなぎの場となる「地域ケア会議」は、各階層の地域福祉活動の基本要素となるものです。 福祉委員の位置づけなども、地域ケア会議での住民の課題共有を土台に、各地域の実情に応じて すすめる必要があります。その展開は住民に一方的に委ねるものではなく、後述するコミュニティソーシャルワーカーによる調整機能、地域への後押しが、非常に重要となります。

③評価・検証のポイント

【評価指標】地域ケア会議の進捗状況

住民主体の地域福祉活動につながったかについて、以下の観点で検証します。

- イ 相談支援を通じた1人の市民の困りごとから地域を考える地域ケア会議が、どの階層でどのように展開されたか(構成、位置づけ、機能、他の階層との関連等)
- ロ 地域住民が主体的に参画でき、地域の見守り・発見・支えあいを担うお節介が生まれたか
- ハ 会議に対する支援者等のファシリテーション (整理、促進、段取り等) が適切であったか

(3) 関連施策•事業

の充実

①ボランティア育成 認知症サポーター♪やゲートキーパー♪のほか、各種ボランティアを育成 する講座の充実につとめます。また、講座終了後に実際にボランティア として活動できるよう支援を行います。

の支援の充実

②避難行動要支援者 災害時に自力で避難できない人(避難行動要支援者))に、近隣住民な どの支援員をあらかじめ決めておく「あったかカード」のさらなる普及 に努めます。また、日頃の見守り活動としても活用を目指します。

③市民後見人の養成

高齢や障害により判断能力が低下した人の権利をまもる成年後見制度♪ の利用が増えています。親族以外の第三者後見人のうち、身の回りの生 活支援(身上監護)を中心とした後見業務の担い手として期待される市 民後見人を養成し、その活動を後方支援できる体制づくりをすすめます。

動の充実

④地域の自主防災活 地震や水害、雪害、富士山噴火など、災害時の助けあいは日頃の助けあ いの延長線上にあります。防災訓練や避難所運営訓練、災害防災ボラン ティアの養成、自治会やサロン等への出前講座を通じて、市民への啓発 と自主防災活動の充実に努めます。

援の充実

⑤市民活動とその支 NPOや市民団体の自主的な活動を支援するとともに、関係団体などの ネットワーク化を推進し、連携をすすめます。

くコラム>ふくし小委員会の取り組み

南アルプス市社会福祉協議会では、平成25年度より一 次相談事業を立ち上げています。様々な問題の受付や対応 を進める中には、「もう少し早く誰かが気づいていれば」 「隣近所同士のつながりがあったら」と思われる内容も多 くあります。これらに対応するため、地域住民、各種団体、



関係者、行政等が地域課題を共有し、早期発見、早期解決に向け検討する場として、平成26年 度、若草・八田地区をモデル地区として「ふくし小委員会」が試行されました。

地域で起こっている個別の事例や、平成26年2月に発生した雪害のエピソードをもとに、委 員が地域課題の抽出と地域特性の抽出(強み、弱み)、社会資源の発掘、方策の考案を行いました。 フヶ月間にわたる試行の中では「こんなことができたら良いのではないか」「こんな地域になった。 らいいね」という委員の方々の思いが語られ、委員同士のつながりも強固になりました。

若草、八田地区ともに、話し合うことの大切さを確認すると同時に、地域で具体的な実践に結 びつけるためには、より多くの方々に参画してもらい、豊富なアイデアや時間をもって取り組む 必要があるとの意見もありました。今後は両地区以外の地区への展開も含めて、この取り組みを 次のステップへ進めていく予定です。

2 『誇(ほこり)』の地域福祉

誰にでも役割や居場所がある地域づくり

課題 誇りを失った人たちの あきらめのアリ地獄/ 施策 **子どもへの支援 働けるまちづくり**

基本目標 誰にでも役割や居場 所がある地域づくり

基本理念 ともに生き支えあう地域づくり

(1) 重点施策

①すべての子どもが自信と誇りをもって成長できるための地域の支え をつくります

生活困窮世帯や要保護児童など厳しい状況にある子どもが、生まれた環境にその後の人生を左右されるのを防ぐため、地域の安心できる大人との関わりの中で、自己肯定感が獲得でき、生きるための基礎的な力(学力、生活力、社会性)が育まれるような場を用意します。 子どもたちに日々関わる様々な場がその受け皿となるよう、人材育成をすすめます。

②一人ひとりに応じた「働けるまちづくり」をすすめます

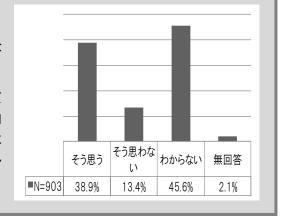
様々な理由で直ちに企業などで働くことが難しい人を含め、働くことを希望する一人ひとりへのきめ細かな就労支援や就労準備支援を行うとともに、多様なニーズに応じて「働ける場、働きやすい場」を用意できる地域の環境づくりをすすめます。雇用による就労以外にも、生活困窮者自立支援制度における中間的就労や、一人ひとりが自分に合った居場所や役割を得られる地域の受け皿の創出に取り組みます。

多様な人の活躍を受け入れあい、誰もがその強みを活かして社会の担い手となれる中で、地域社会に優しさと活力の相乗効果を生み「未来にひらく豊かなまち」づくりを目指します。

市民アンケートから・・・

Q 「貧困の連鎖」について、地域でもこのような 家庭を見守り、手助けするべきと思いますか?

「そう思う」を選んだ人が「そう思わない」を選んだ人を大きく上回った一方で、半数近くが「わからない」と答えました。「貧困の連鎖」は知っているが、それは自己責任なのか、地域でも関わるべきなのか、想像しづらいという率直な反応が見られました。



(2) 重点施策の達成のポイント

①取り組みの方向性

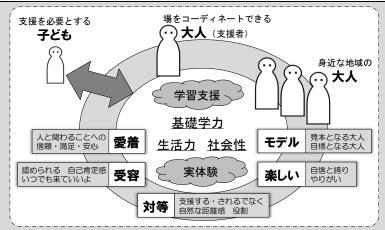
「誇(ほこり)」に関する重点施策は、「あきらめのアリ地獄」を地域社会全体の問題として認識してもらえるよう訴えながら、誰もがアリ地獄に陥ることなく、誇りをもって暮らせるための手立てを考えます。

- ①「あきらめのアリ地獄」に陥っている人たちへの支援
 - 失った誇りを取り戻し、その人の強みを生かして役割や居場所を得られるような場づくり
- ②「あきらめのアリ地獄」を再生産させないための取り組み

生活困窮世帯や要保護児童など、しんどい状況に置かれる子どもたちが救われる場づくり

②課題解決に向けた活動のコンセプト

作業部会では、しんどい状況に置かれ「今すぐにでも救いたい子どもたち」に生きる力を育む支援方策の議論に、多くの時間が割かれました。厳しい家庭環境を補うものとして、生活力や社会性に結びつく多様な実体験と、家庭学習を補うための学習支援を提供する支援のかたちを「(仮称)みんなの広場」と呼ぶこととし、その機能を図のようにまとめました。



(仮称)みんなの広場は、特別な専門機関ではなく、市内の身近なあちこち(第4層)に存在する、子どもたちが歩いていける場であること。1つのことを成し遂げる達成感や、人からほめられ認められるなどの成功体験を重ね、学ぶ意欲や自信を高める場であること。広場に関わる大人もまた役割や居場所を獲得できることなど、一人ひとりの誇りが花開く場となることを目指すものです。貧困層の子どもの学習支援や体験活動に取り組むボランティアやNPOの活動は全国的にも見られ、市内でも「ただゼミ」のような活動が見られます。そうした形の中で救われ、社会の一員として誇りを持って生きていける子どもを一人でも増やすことを目指します。

「働けるまちづくり」も同様に、一人ひとりの強みを活かし、働くことへの意欲や展望、社会における自己有用感を実感できる場の創出に取り組みます。一人ひとりに応じたステップアップとしての体験・学習の機会、安心して働ける職場や中間的就労の場など、求められるのは働きたい本人の努力のまえに、地域における環境づくりです。福祉関係者と企業、地域住民、NPOなど様々な主体との協働により、働く側と、その場を用意する側双方の思いをつなぎます。

③評価・検証のポイント

【評価指標】誇りに着目した支援の成功事例

本人や周囲、支援者に変化があったかについて、以下の観点で検証します。

- イ 相談支援を通じた1人の市民への支援を通じて、その人の強みを活かした役割や誇りの獲得 が実現されているか
- ロ (仮称)みんなの広場の機能や働ける場づくりが、1人に対してどのように創出されたか
- ハ 頼れる社会資源の開発に支援者がどう関わったか

(3) 関連施策•事業

充実・強化

①要保護児童対策の 児童虐待の増加、養育に大きな困難を抱える家庭の増加に伴い、すべて の子どもに良質な生育環境を保障し、社会の責任として子ども達を見守 り育てる地域のネットワーク(要保護児童対策地域協議会)と社会的養 護を進めるための施策の充実・強化を図ります。

②途切れのない支援 の推進

発達障害や多様な特性により支援を必要とする人に、乳幼児期から成人 期までの一貫した支援(途切れのない支援)を行い、社会の一員として 自信や誇りを失わずに成長できることを目指し、福祉・保健・保育・教 育等の連携による体制整備と人材育成をすすめます。

③高齢者や障害者の 活躍の場

認知症や病気・障害があっても住み慣れた地域で自分らしく過ごすこと ができる多様な活動の場で社会的役割を持つことは自信や誇りの維持・ 回復につながります。認知症カフェやサロンなど住民主体の小規模な活 動の場が地域に広がることを目指します。

事者活動

④ピアサポートや当 病気や障害、ひきこもりや貧困を経験し、生きづらさを抱えている人が、 共通の経験を持つ人と気持ちを分かちあい、お互いに支えあいながら充 実した生活を追求できる場として、セルフヘルプグループ(自助グルー プ・家族当事者の会)やピアカウンセリング♪の充実に取り組みます。

<コラム>障害があっても働けるまちづくりを!

南アルプス青年会議所(JC)の2014年の活動の1つに、障害者雇 用を考える取り組みがありました。年齢や性別、障害の有無にかかわら ず、誰もが対等な関係で支えあえる地域社会を創造していくというまち づくり委員会の事業で、市福祉課と障害者相談支援センターとの協働に よるものでした。

1年かけてJC会員自らこの問題への理解を深めようと、学習会や見 学、夏には市内在住で働いている、または希望している障害者の人たち との野外活動を通じた交流を行いました。実際に出会い、お互いのこと を話し、関わりあう中で、JCの皆さんもこれまで知らなかった彼らの 力を知り、その後、会員事業所での実習や作業体験にもつながりました。 その1人、車のショーウィンドウの掃除や車両清掃の実習に出向いた







青年。「会社で働きたい。お金をためて家を建てたい」そんな思いを胸に、凜とした姿で、すっか りその場に溶け込み役割を果たしていました。社員の人たちにもまた、彼をとりまく温かな眼差 しとふれあいが生まれていました。障害者雇用は、障害者本人だけでなく、それを受け入れる社 会にとってメリットがあるのだと、彼との日々が教えてくれました。誰もが輝ける、前向きな人 生を描ける、「働けるまちづくり」・・・情熱あふれるJCの皆さんとの出会いはその第一歩でし た。こうしたつながりを1つひとつ大切に、輪が広がっていくことを期待しています。

3 『学(まなび)』の地域福祉

お互いが認めあい支えあう地域づくり

課題 **見て見ぬふりも** お互い様 施策 **福祉教育**

基本目標 お互いが認めあい 支えあう地域づくり

基本理念 ともに生き支えあう地域づくり

(1) 重点施策

①地域で展開できるわがまちの福祉教育プログラムをつくります

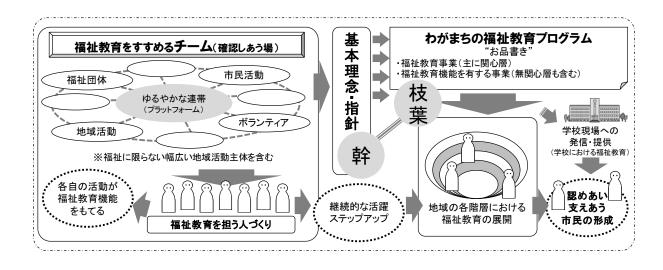
子どもから大人まで、地域の各階層で目的に応じて展開でき、企業や学校現場でも活用可能な「メニュー表(お品書き)」の作成をすすめます

なお、具体的なプログラムの開発に先立って、わがまちの福祉教育の基本理念や指針を文章化し、その実践が計画のコンセプトに沿ったものとなるよう努めます。

2福祉教育をすすめるチームと人づくりを行います

福祉教育の指針を定め、プログラムの1つ1つを作り、ともに実践する人を育てる継続的な確認の場として、福祉関係団体のほか多様な地域活動の主体(ボランティアや市民活動など)を巻き込んだチームをつくります

このチームを中心に、福祉教育の知見を学び、各自の活動に広め、地域の福祉教育を、福祉分野にとどまらない広がりのあるものとして取り組んでいきます。



(2) 重点施策の推進のポイント

①取り組みの方向性

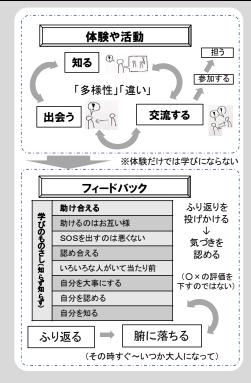
「学(まなび)」に関する重点施策は、わがまちの人たちがお互いに多様性や違いをこえ、同じ人として認めあい支えあえる地域となるために、次のような方向性で、「福祉教育」に取り組むものです。

- ①「いろいろな人がいて当たり前」という学び
 - 人は一人ひとりがみんな違うのが当然であり、良いところも必ずあるという価値観の形成
- ②「助けるのはお互い様」「SOSを出すのも悪くない」という学び いろいろな人がいるので助けるのは当たり前、自分も周囲を頼っていいという価値観の形成
- ③「助けあえる」の前に「認めあえる」「自分を知る・認める・大事にする」という学び 自分の良い点、できること、仲間の存在、夢や希望などに気づき、自信をもてる価値観の形成
- ④「知る」「出会う」「交流する」から始まる「多様性」「違い」への学び 知らず知らずの体験や活動をとおして、小さい頃から積み上げる価値観の形成過程

②課題解決に向けた活動のコンセプト

市内でも、車いすやアイマスクによる障害の擬似体験や、講話、施設見学などの福祉教育は行われています。しかし、前述の方向性を踏まえた取り組みとしては、疑似体験や話を聞く(知る)だけでなく、さらに実体験として、自分とは違う多様な人たちと接したり(出会う)、お互いに関わりあったり(交流する)するような活動の展開が必要です。そのうえで、ある活動内容に対して適切な振り返り(フィードバック)を行い、学びの視点がしっかりと"腑に落ちる"過程が構築される必要があります。

作業部会では、助けあえる・認めあえる・自分を知るなどの視点を「学びのものさし」としてまとめ、活動から学びにつなげる福祉教育の過程を図のように整理しました。福祉教育に関する活動には、福祉教育そのものを目的とした「福祉教育事業」と、あることを行う過程で参加者の学びを意識して展開する「福祉教育機能」とがある※1 とされます。その両方を地域で意識的に展開していくことが望まれます。



※1 上野谷加代子・原田正樹監修「新福祉教育実践ハンドブック」全国社会福祉協議会(2014年3月)

③評価・検証のポイント

【評価指標】福祉教育とチームの進捗状況

プログラムの内容、実施による効果などについて、以下の観点で検証します。

- イ 相談支援を通じた1人の市民の困りごとから見える具体的なテーマを含みながら、わがまち の福祉教育の目指す理念(幹)やお品書き(枝葉)が展開できているか
- ロ 多様な主体を巻き込んだチームが作られ、具体的な実践がどのような過程で生まれたか
- ハーそのプログラムの効果として、学ぶ側が「腑に落ちる」過程を辿れたか

(3) 関連施策・事業

充実した暮らしへ の学びの推進

①認知症や高齢期の 高齢者が住みなれた地域でいきいきと楽しく暮らし続けることができる よう、高齢者の健康維持や生きがい獲得のために、成人期からの介護予 防の学びや、社会的交流の促進、高齢者を見守る人たちの支援に取り組 みます。特に現在65歳以上の市民の9人に1人が認知症です。子ども から高齢者までの市民が認知症を正しく理解しあう学びを通し、誰もが 認知症になっても安心して生活できるまちづくりをすすめます。

学びの推進

②心の健康に対する 精神疾患のある人は全国で300万人をこえ、糖尿病を上回る状況で、 新たに5大疾病に加えられました。精神疾患へのマイナスイメージを減 らし、個人や組織内の気づきやサポート、ストレスの調整などを促すた め、広く市民や企業、学校向けのメンタルヘルス教育をすすめます。

対する学びの推進

③子どもや子育てに 家族や雇用の形が変わる中、家庭の子育てをとりまく環境は厳しくなっ ています。未来を担う子どもたちの健やかな成長のため、「完璧な親なん ていない」という考えのもと、悩まず楽しんで子育てができるような親 の学びや、地域で子育てを見守る人たちへの支援に取り組みます。

④障害者への理解促 進・啓発の推進

障害に対する市民の理解促進や啓発をすすめます。平成28年4月には 障害者差別解消法が施行されます。障害というラベルではなく1人の人 として捉え、理解しあうような学びを通じて、障害者をとりまく社会的 障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりにつなげます。

⑤男女共生や国際化 への学びの推進

男女共同参画や国際交流、協働のまちづくりなど、多様な人たちが互い に認めあい、対等な立場でそれぞれの強みを発揮できる取り組みをすす めます。福祉分野にとどまらない様々なつながりの中で、あらゆる機会 を福祉教育の場と捉え、人と人との共生を培っていきます。

<コラム>「知る·出会う·交流する」やってみました!

障害者と健常者のスポーツレクリエーションによる交流事業 「このゆびと~まれ!」が市内で開催され、障がいがある人も ない人も一緒になって楽しい時間を共有し、出会いをつくりま した。山梨県レクリエーション協会が、数年前から南アルプス 市を会場として試行している取り組みです。



この日は小雨の中、障害者20人と大学生、地域住民の方など40人が集まり、障害者と大学 生がバディを組んで体験しました。民踊や3B体操、ボッチャやディスコン、スポーツチャンバ うなどのスポーツ、折り紙や本の読み聞かせコーナーなどの遊び場が作られ、熱気のある会場と なりました。参加した学生からは「(バディを組んだ相手は) 障害があっても自分の意思をもち、 何に対しても真剣だった」「今まで健常者と障害者は別だと考えていたが、一緒にいてその考えが 変わった」「障害のある人は全てができないのではなく、できることは自分でするし、できないこ とは人にしてもらう。その姿に刺激をもらった」などの感想が聞かれました。こうした学びの場 が広がり、人と人が認めあう、あたたかくやわらかな地域になれると良いですね。

4 『護(まもり)』の地域福祉

支援者が"支援のあるべき姿"を実践できる地域づくり

課題 **事後対応が多い 支援者の進化 CSWの配置**基本目標

支援者が"支援のあるべき姿"

を実践できる地域づくり

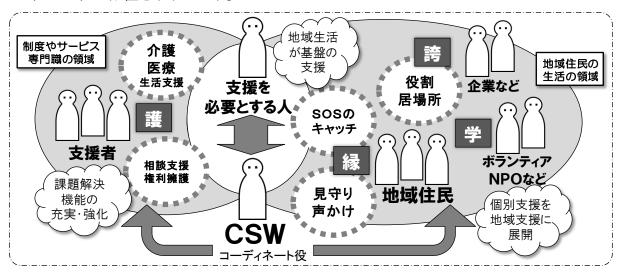
(1) 重点施策

(1)支援者のための学びの場の創出をすすめます

支援対象者を制度やサービスにあてはめる支援でなく、真に本人を中心においた地域生活 支援が実践されるためには、支援者自身がその意識や視点、姿勢に関して「進化」すること が必要です。そのための学びあいとして、市として体系的・継続的な研修や事例検討会を行 い、その経過を評価・検証していきます

②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置をすすめます

生きづらさを抱える一人ひとりに寄り添うきめ細かな相談支援を行い、対象者を必要な制度につなげるとともに、住民や関係機関を巻き込んで、事例に基づく地域の課題を解決したり、地域づくりをコーディネートしたりする専門職として、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置をすすめます。



CSWの機能は、本章に掲げるこの計画の取り組み全体に関わるものです。コミュニティソーシャルワークを実践する過程で、それぞれの重点施策は一連のものとしてつながります。その機能が、第2層において適切に発揮される体制を目指し、支えられる側と支える側ともに住民が主役の地域福祉の推進、事後対応型から事前予防型の福祉への転換を図ります。

(2) 重点施策の達成のポイント

①取り組みの方向性

「護(まもり)」に関する重点施策は、様々な課題をもつ人たちが市民として当たり前に暮らす権利が護られるよう、福祉に携わる支援者のあるべき姿に焦点を当てるとともに、身近な地域で福祉総合相談が展開されるための体制づくりに取り組むものです

①地域生活支援に向けて支援者自身がスキルアップする

対象者を事業や制度にあてはめる支援でなく、地域生活支援を導きだせる意識・視点の形成

②日常生活圏域で実践できるようにする

本人中心の支援に徹するうえで、その人が暮らす地域の中で支援を展開する意識・視点の形成「一人の困りごとはみんなの困りごと」という身近な場所での支えあいへの意識・視点の形成

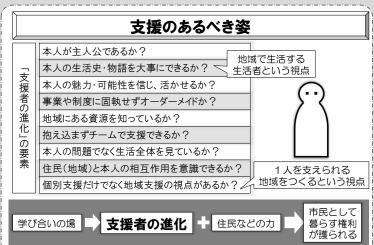
2課題解決に向けた活動のコンセプト

支援者のあり方について、国の報告書※2では次のように述べられています。

"これまでの福祉は支援を必要とする人を「○○が出来ない人」として捉え、出来ない部分を どう補うかという考え方が強かったといえる。それに対しこれからの福祉に求められる支援 は、支援を必要とする人を「○○が出来ない人」と一面的に捉えるのではなく、生きる力を 備えた存在として捉え、その人自らの内にある生きる力が引き出されるようなエンパワメン ト♪の支援である"

支援者がこの「あるべき姿」を見失うと、手段であるはずのサービス 提供や事業実施が目的化し、困難が あっても充実した生活を送る権利 が護られず、生きづらさを解消する ことができません。

作業部会では、わがまちの支援者の進化に向けた基本姿勢となる「支援のあるべき姿」を図のように整理しました。このコンセプトのもと、支援者が同じ方向の中で"進化"できるよう、支援者の拠り所として学



びあい支えあうための研修や、実践を阻む要因の分析(事例検討会)などを実施します。

支援者が地域生活支援を実践することで、住民との協働も可能となります。住民による地域福祉活動と専門職たる支援者とのネットワークにより、支援を必要とする人の発見や、その人を地域で支えるしくみ、お互いの役割分担などを共有し、地域福祉力の向上を目指します。

※2 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」(2008年3月)

③評価・検証のポイント

【評価指標】研修や事例検討会の進捗状況、コミュニティソーシャルワーカーの活動状況

研修の企画や効果、CSWの個別支援・地域支援について、以下の観点で検証します。

- イ 支援のあるべき姿を軸にした研修や事例検討会が体系的・継続的に実施できているか。
- ロ 支援者が自身の支援を振り返り、支援のあるべき姿への気づきを得られているか
- ハ 現に活動する機関・人材がコミュニティソーシャルワーク機能を発揮し、展望も見込めるか

(3) 関連施策・事業

談支援

①総合的・専門的な相 第1層の相談機関である地域包括支援センター、障害者相談支援センタ 一、今後始まる生活困窮者自立支援制度などにおいて、複合的な課題を もつケースへの総合的、専門的に対応する機能の充実に努めます。市の 福祉総合相談課の状況についても、常に検証を重ねます。

援制度への対応

②生活困窮者自立支 様々な理由から現に経済的に困窮し、生活保護の手前にある人たちを支 援する生活困窮者自立支援法が始まります。必須事業の自立相談支援事 業を軸に、社会的孤立を未然に防ぐまちづくりを進め、住まいや就労の 確保など各種のメニューを地域に根ざして展開します。

テム構築の推進

③地域包括ケアシス 少子高齢化の社会にあっても誰もが在宅で暮らし続けられるよう、自 助・共助・公助の役割分担のなかで、介護や医療、生活支援などを身近 な圏域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をすすめます。

④虐待防止•虐待対応

児童・高齢者・障害者への虐待に関する市の対応件数が増えています。 虐待防止や権利擁護に関する幅広い啓発、分野をまたぐ複合的な虐待事 案への横断的対応、弁護士など専門職との連携などを強化していきます。

⑤自殺予防対策の推 進

毎年の自殺者数が高水準にある中、国や地域をあげた自殺予防対策が求 められています。複合的な問題に対して単独の取り組みには限界があり、 関係機関の連携による体制整備と、予防と早期発見の啓発を行います。

⑥市役所の庁内体制 及び人材の確保

庁内セーフティネット連絡会議を通じて、組織横断的な支援体制づくり と、市民の権利を護ることの職員の意識づくりを継続的にすすめます。 虐待対応など各制度で市の責務が増すことに対応する職員体制として、 相談援助の専門職の確保・育成と活用を計画的にすすめます。

<コラム>支援者の進化を目指して・・・各種研修会

福祉総合相談課の設置以降、市でも各種研修を通じた「支 援者の進化」に取り組んでいます。特に重視する項目の1つ に「ICF(国際生活機能分類)」があります。ICFの考え 方は、支援対象者の生活をく支障><問題>というマイナス



の捉え方ではなく、その方のく出来ること><可能性>に着目した多角的な視点(能力、生活状 況、家族背景、生活歴など)で人物像を深め、地域で暮らすための手掛かりを探るものです。こ れを、単なる知識でなく支援者間で用いる共通言語とすることを目指します。

個々の支援者の仕事は1人への個別援助であっても、世帯に様々な生きづらさや課題がある場 合、支援者が縦割りの関係、考え方では十分な支援ができません。世帯や地域を含めて携わる視 点や姿勢が大切であり、高齢、障害、児童、医療など多様な専門性を発揮しあう上で、お互いの 共通言語を持つことは「支援者の進化」に欠かせない要素になると思います。

他にも「リカバリー♪」「認知症」「面接技法」など、支援者のあるべき姿に触れる研修を数々 企画しています。南アルプス市の支援者共通の視点と、それを土台に専門性を高める研修体系を 構築し、対象の枠を超えた「あるべき姿の支援」が開花すればと願っています。

第5章 計画の推進体制

1 市の責務と庁内体制

市は、広く市民の暮らしを支える行政全般の責務として、この計画に基づく施策を推進します。福祉総合相談課を中心に、保健福祉に関係する各課の主体的な取り組みと、庁内各課との連携を重視します。

市民一人ひとりの多様な生きづらさは、多くの場合、福祉分野だけで解決されるものではなく、横断的な連携及び市職員の福祉に対する見識の向上をすすめる庁内体制として、庁内セーフティネット連絡会議の活性化を図ります。

2 地域福祉施策推進会議

(1) 設置形態

この計画に基づく市の地域福祉施策の進捗状況は、南アルプス市地域福祉推進会議で継続的に評価、検証を行います。

策定に関わった市民や行政、社会福祉協議会などが、計画の基本理念及び基本目標の共通 理解を土台とし、官民の垣根を越えて対等に話し合う協働の場づくりに努めます。

障害者計画と子育て支援に関する計画を同時に取り扱ってきた従来の形態は改め、各部門別の計画との連携を意識しながらも、専ら地域福祉計画を取り扱う場とします。

(2)活動内容

推進会議では、4つの基本目標に対応する重点施策について、それぞれに掲げた評価指標 の論点に沿って状況を把握し、成果や課題を確認していきます。

前章に掲げた評価指標は、いずれも質的な指標であり、数値の推移でなく具体的な取り組みや課題の中身を議論するための項目です。これをもとに、策定段階の作業部会を土台としたテーマ別の協議と全体共有を行うことを見込みます。



なお、推進会議はこれらに限らず、各階層の地域ケア会議から出される課題や、5年間の社会情勢など市民の暮らしを取り巻く環境・状況の変化に伴う新たな課題等にも対応しながら、柔軟に軌道修正を行います。

また、この計画の趣旨を広く市民や関係者に広めるため、推進会議の名において各種の研修や啓発に取り組みます。

3 地域ケア会議と住民参画

地域の各階層で、地域住民や関係機関が気軽に 参加する中で課題を共有し、解決のための方策を 実践していく地域福祉活動の場として、地域ケア 会議の展開をすすめます。

市民一人ひとりが、地域の問題を福祉という特別な枠でなく、誰にでもある"ふだんのくらしのしあわせ"に関わる自分事としてとらえた時、困



っている人に一番身近な支えあいの主体が生まれていきます。地域ケア会議への住民参画は、 そのきっかけの1つとなります。

住民一人ひとりが自分に合った形で、役割や生きがいの創出も含めて、支えられる側と支える側ともに住民が主役の地域福祉活動に、関わりを増やしていけることが望まれます。

また、地域ケア会議の中で、その地域では解決が難しいとされた課題を、地域福祉施策推進会議の場で受け止めるようにするなど、各階層の連携を意識した実践を行います。

4 社会福祉協議会

住民に身近な地域福祉の推進主体として、社会福祉協議会(社協)への期待が寄せられています。

南アルプス市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定による市町村社会福祉協議会であり、地域福祉の推進を目的とする民間の社会福祉法人です。

社協は、全国社会福祉協議会の指針※3 に基づき「地域福祉活動計画」を定めています。地域福祉活動を推進するため、住民や各種施設、団体と社協が協働して策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である地域福祉計画とは、一体的策定も含めて相互に連携し、補完しあうものとされています。

平成27年度からの5か年計画である「第3次南アルプス市地域福祉活動計画」には、市の地域福祉計画に基づく施策をすすめるうえで基盤となる、住民の地域活動の組織化などに関する社協の取り組みが盛り込まれています。

市と社協は両計画の連動に向けて、市の計画策定への社協職員の参画、合同研修や部会の開催、計画の方向性に関する調整などを重ねました。地域福祉の推進という共通の目的に向けて今後も定期的に協議しながら一体的に取り組み、計画の実践においても連動できることを目指します。また、社協がこれまで積み重ねてきた福祉や防災に関する取り組みと、市民一人ひとりの困りごとが結びつくうえで、個別の相談支援を基盤とした社協活動がさらに展開できるよう、市はその環境づくりに努めます。

※3 全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針―地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画―」(2003 年 11 月)

第3次南アルプス市地域福祉計画の体系

	基本目標	重点施策		関連施策・事業					他の計画との連動									
基本	本 平口保	主 点	評価指標	闵廷 厄农·尹未	高齢	障害	子ど も	健康	ハー モニ	みん まち	防災							
TER	1 一人ひと	① 身近な地域のお節介を担う人を		1-(1) ボランティア育成の充実	•	•												
理	りを見逃さ	増やします		1-(2)避難行動要支援者の支援の充実	•	•												
念	ず見捨てな		指標1	1-(3) 市民後見人の養成	•	•												
	い地域づく	② 地域ケア会議の創設・充実をすす	地域ケア会議の進捗状況	1-(4)地域の自主防災活動の充実							•							
ح	り	めます		1-(5) 市民活動とその支援の充実						•								
ŧ	2 誰にでも	① すべての子どもが自信と誇りをも		2-(1)要保護児童対策の充実・強化			•	•		<u> </u>								
に	役割や居場	って成長できるための地域の支え	指標2	2-(2) 途切れのない支援の推進		•	•	•		<u> </u>								
生	所がある地	をつくります	誇りに着目した支援の成功	2-(3) 高齢者や障害者の活躍の場	•	•				ļ!								
き	域づくり	② 一人ひとりに応じた「働けるまちづ	事例	2-(4)ピアサポートや当事者活動	•	•				ļ!								
支		くり」をすすめます								<u> </u>								
		① 地域で展開できるわがまちの福祉		3-(1)認知症や高齢期の充実した暮らしへの学びの推進	•					ļ								
え	認めあい支	教育プログラムをつくります	指標3	3-(2)心の健康に対する学びの推進	<u> </u>			•		ļ								
あ	えあう地域		福祉教育とチームの進捗状	3-(3)子どもや子育てに対する学びの推進	<u> </u>		•		•	ļ								
う	づくり	② 福祉教育をすすめるチームと人づ	況	3-(4)障害者への理解促進・啓発の推進	<u> </u>	•				ļ								
地		くりを行います	76	3-(5)男女共生や国際化への学びの推進	<u> </u>				•									
					↓					<u> </u>								
域	4 支援者が	① 支援者のための学びの場の創出		4-(1)総合的・専門的な相談支援	•	•	•	•		ļ	Ш							
づ	"支援のあ	をすすめます	指標4	4-(2)生活困窮者自立支援制度への対応	↓					<u> </u>								
<	るべき姿"を		研修等の進捗状況、CSW	4-(3)地域包括ケアシステム構築の推進	•					<u> </u>								
ij	実践できる	② コミュニティソーシャルワーカー(C	の活動状況	4-(4)虐待防止・虐待対応	•	•	•				\square							
	地域づくり	SW)の配置をすすめます		4-(5)自殺予防対策の推進	<u> </u>			•			\square							
				4-(6)市役所の庁内体制及び人材の確保														

第3次南アルプス市地域福祉活動計画

(南アルプス市社会福祉協議会)

地域福祉計画 (行政計画) と地域福祉活動計画 (社協) との相関

基	本理念			ともに生き支えあう地域づくり(地域福祉計画)										
	基本目標			こりを見逃さ てない地域づ		5役割や居場 地域づくり		3 お互いが認めあい支 4 支援者が えあう地域づくり べき姿" 地域づく						
		重点目標	 	のお節介を担	議の創設・充	すべての子ど もが自信と誇 りをもって成 長できるため の地域の支え をつくります	応じた「働け るまちづくり」 をすすめます	できるわがま ちの 福 祉 教	すめるチーム と人 づくりを	めの学びの場 の創出をすす めます	ーシャルワー			
わたしがつくる	1 ともに学び 育つふくし の環境づく り	1 学びや交流を通 して助けあいの 心と人を育てよ う		•		•			•					
		んなで学ぼう!	次世代を担う子供たちへの福祉教育 地域を担うための福祉勉強会の実施		•			•						
(地域福祉活動計画)	2 みんなを絆 でつなぐふ くしのまち づくり	知り触れ合える 機会をつくろう 4 ご近所同士のさ さえあいの気持	地域づくりを考える場の 設定		•						•			
住民自立のまち	3 気づき支え あうふくし の仕組みづ	5 相談機能を強化します	防災をキーワードとした 地域づくり支援 気づき発見できる仕組み づくり 解決から予防につなげる	•				•	•		•			
2	< b		仕組みづくり		•						•			

* 主な用語の解説 *

♪ ユネスコエコパーク (生物圏保存地域) (P5)

地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化・経済・社会的に持続可能な発展を目指すユネスコ(国連教育科学文化機関)の取り組みです。平成26年6月現在、日本では7地域が登録されています。

♪ サロン (P7)

高齢者や障害者、子育て中の人など住民とボランティアが、地域において協働で企画・運営する、 交流と居場所づくりの活動です。生きがいや人と人とのつながりを見つけ、近隣の助けあいを育 むものです。

▶ 権利擁護 (P8)

ある人の権利をまもることです。病気や障害、高齢などにより支援を必要とする人であっても、 その人らしい暮らしを他者に決められるのでなく、自分で自分の人生を歩めるようにすることが 権利擁護の基本的な視点です。相談支援やあらゆる福祉・介護サービス、成年後見制度などは、 権利擁護の手段であり、関わる支援者が権利擁護の視点をもてることは特に重要です。

♪ 相談支援 (P8)

窓口やその場だけの話で終わる"相談"と違い、"相談支援"は、相談内容を継続して支援し、課題解決や適切なサービスの調整、ご本人の自己解決力の向上などに継続的に寄り添っていく関わりのことです。

♪ 基幹相談支援センター (P8)

障害者総合支援法に基づいて市町村が設置する、障害者の相談支援に関する中核的な機関です。 相談支援専門員が、障害にまつわる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、権利擁護や地域 移行、相談支援体制の強化など地域づくりの取り組みを行います。

♪ コミュニティソーシャルワーカー (P8)

生きづらさを抱える個人や家族への個別支援と、その人たちが暮らす地域の生活環境の整備や、 住民の組織化等の地域支援を統合的にすすめる実践(コミュニティーソーシャルワーク)を主た る業務とする専門職です。

♪ あったかカード (P8)

市災害時要援護者支援マニュアルに基づき、高齢者や障害者など災害時に自力で避難するのが困難な人に対し、支援する近隣住民を登録し、災害時の避難支援や日頃の声かけ・見守りを行うことを目的とするカードです。

♪ 地域包括ケア (P8)

身近な地域ごとに、介護や医療、住まいや介護予防などのサービス提供体制や、住民の自助・共助のしくみを整え、高齢者人口が増えても、できる限り誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるようにしようという支援の概念です。自治体が主体的にその地域にふさわしい「地域包括ケアシステム」をつくるよう国が提唱しています。

♪ 発達障害 (P8)

年齢とともにできることが増えたり、得意や不得意、こだわりがあったりすることは誰にでもあります。そうした成長・発達のしかたが他の人と異なり、「周囲の状況や相手の気持ちを想像するのが苦手」「場面の切り替えや特定の作業が苦手」などの特性によって、本人が生きづらさを抱えるのが発達障害です。自閉症スペクトラムや学習障害などに分類され、子どもから大人まで、身近な市町村における支援の体制づくりが急がれています。

♪ ファシリテーション (P8)

ある集団がその目的を達成するために、一人ひとりのもつ力を引き出して問題解決や合意形成を促し、より良い方向へ進めるように支援することです。昨今、会議や組織の運営などで重視されている技術です。

♪ 地域包括支援センター (P10)

介護保険法に基づいて市町村に設置される、高齢者の介護や権利擁護などに関する中核的な機関です。保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士がおかれ、日常生活の支援や介護予防、虐待防止などを総合的に行います。

♪ ノーマライゼーション (P12)

障害者と健常者がお互いを特別視せず、また障害者を社会から排除せず、普通の人として受け入れ、社会生活をともにしよう、それを当たり前のことにしようという考え方です。1960年前後に北欧で提唱され、その後、世界中に広がった社会福祉の理念です。

♪ 生活困窮者自立支援法 (P14)

生活保護に至る前の段階の支援として、現に経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるお それのある人に、自立のための包括的な相談支援と、住まいや就労など本人の状況に応じた支援 を行うための制度です。平成27年4月に施行され、市町村が実施主体となって事業を行います。

♪ 認知症サポーター (P17)

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。所定の養成講座を受講した人に、シンボルグッズである「オレンジリング」が授与されます。

♪ ゲートキーパー (P17)

自殺の危険を示すサインに気づき、声かけや話を聞くなど適切な対応ができる「命の門番」とも 位置づけられる人です。保健福祉関係者や地域の住民、理美容師など、国や自治体をあげて幅広 く養成に取り組んでいます。

♪ 避難行動要支援者 (P17)

高齢者や障害者、乳幼児などのうち、災害時の避難などに特に支援を要する人をさすものです。 東日本大震災の教訓を踏まえた平成25年の災害対策基本法の改正で、自治体に名簿作成を義務づけるなど、従来の災害時要援護者の対策からさらに踏み込んだ対応が求められています。

♪ 成年後見制度 (P17)

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、不利益な契約や悪徳商法の被害など権利侵害にあうのを防ぐため、家庭裁判所によって選ばれた後見人などが、本人にかわって財産管理や介護サービスの利用契約などの法律行為や日常生活の支援を行う制度です。

♪ ピアカウンセリング (P20)

ピアとは「対等」「仲間」を表す言葉です。ピアカウンセリングは、同じような、あるいはよく 似た背景や体験をもつ人どうしが、対等な立場で話を聞きあい、共感しあうことを通して、自分 自身への信頼を回復し、より良い生活に向かっていくための、ピアによる支援の形です。

♪ エンパワメント (P25)

個人や集団が、自身の力を自覚し、その力で課題を解決したり、自分の生活を自分でコントロールしているという自覚をもてたりするよう支援することをさします。本人に「力をつけさせる」のとは違う点が重要です。

♪ リカバリー (P26)

どのような困難を抱えていても、一人ひとりが自分の暮らしに対する主導権を握り、充実した人生を歩んでいく過程や、その経験をさします。精神疾患のある人への支援の中心的な概念となっているものですが、障害のあるなしにかかわらず、すべての人に通じるものです。